



福島医発第1551号(地)
平成29年 9月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業の開始について

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて連絡がありました。

医療機関のウェブサイトについては、医療機関ホームページガイドラインを平成24年10月17日付(福島医発第1764号(総))にて貴会宛にお送りしております。当ガイドラインにおいては、ウェブサイトは原則として広告とは見なさないこととされつつも、適切なあり方の指針が示されておりました。

本事務連絡は、主に美容医療サービスを提供する医療機関のウェブサイトには不適切な表示が認められる等の指摘があったことを踏まえ、新たに「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」を開始することについて周知を依頼するものです。

当該事業においては、厚生労働省の委託業者がガイドライン等に違反する疑いのある不適切な表示を行っている医療機関に対して注意喚起を行うとともに、改善対応が確認できなかった場合は都道府県等に情報提供がなされるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

追って、本年度公布の医療法改正により、虚偽・誇大等の広告が禁止とされ、今後は医療機関のウェブサイト等についてもその対象となること、並びに、改正法施行後の詳細な規制の内容については、今後開催予定の検討会(日本医師会からも参画予定)等において審議がなされる予定であることを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療情報システム担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

平成 29 年 8 月 30 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

石 川 広 己

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業の開始について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても了知につき協力依頼がありました。

医療機関のウェブサイトについては、医療機関ホームページガイドラインを平成 24 年 10 月 23 日付（日医発第 710 号(地 I 140)）にて貴会宛にお送りしております。当ガイドラインにおいては、ウェブサイトは原則として広告とは見なさないこととされつつも、適切なあり方の指針が示されておりました。

本事務連絡は、主に美容医療サービスを提供する医療機関のウェブサイトに不適切な表示が認められる等の指摘があったことを踏まえ、新たに「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」を開始することについて周知を依頼するものです。

当該事業においては、厚生労働省の委託業者がガイドライン等に違反する疑いのある不適切な表示を行っている医療機関に対して注意喚起を行うとともに、改善対応が確認できなかった場合は都道府県等に情報提供がなされるものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下会員等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

追って、本年度公布の医療法改正により、虚偽・誇大等の広告が禁止とされ、今後は医療機関のウェブサイト等についてもその対象となること、並びに、改正法施行後の詳細な規制の内容については、今後開催予定の検討会（本会からも参画予定）等において審議がなされる予定であることを申し添えます。

事 務 連 絡

平成 29 年 8 月 24 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業の開始について

医療機関のウェブサイトについては、これまで「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）」

（平成 24 年 9 月 28 日医政発第 0928 第 1 号医政局長通知。以下「医療機関ホームページガイドライン」という。）等に基づく行政指導の実施をお願いしておりました。このたび、主に美容医療サービスを提供する医療機関のウェブサイトに不適切な表示が認められる等の指摘があったことを踏まえ、今般、別添のとおり「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」を開始することとしました。つきましては、貴管下の関係団体、医療機関等への周知徹底をお願いいたします。

当該事業においては、委託業者が医療機関ホームページガイドライン等に違反する疑いのある、虚偽・誇大等の不適切な表示をそのウェブサイトで行っている医療機関に対して医療機関ホームページガイドライン等の周知（別添 1）を行います。周知を行っても改善対応が確認できなかった場合は、委託業者から都道府県等に情報提供がなされます（別添 2）ので、その内容を確認のうえ、必要があると判断された場合には必要な指導をお願いいたします。

なお、「「医療法等の一部を改正する法律」の公布について（平成 29 年 6 月 14 日医政発 0614 第 6 号）」第 2 の 1 の（3）でお示ししているとおり、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下単に「広告」という。）について虚偽・誇大等の広告を禁止するよう見直しを行

っており、今後は医療機関のウェブサイト等も対象になります。本取扱いについては、公布の日（平成 29 年 6 月 14 日）から起算して 1 年を越えない範囲において政令で定める日から施行することとしています。それまでの間は、従前よりご対応いただいておりますとおり、医療機関ホームページガイドライン等に基づき適切な指導をお願いいたします。

この、改正法施行後の詳細な規制の内容については、検討会等において検討の後、お知らせします。

（参考）

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業ホームページ

<http://iryoukoukoku-patroll.com>

以上

（照会先）

厚生労働省医政局総務課 鈴木

TEL:03-5253-1111 (4098)

FAX:03-3501-2048

〇〇〇〇クリニック 殿

貴医療機関のウェブサイトに関する注意喚起について

一般財団法人日本消費者協会

理事長 松岡 満里野

ますますご盛栄のことと存じます。

当協会は、厚生労働省「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」の委託を受け、医療機関のウェブサイトの適正化に向けて監視を行っております。

このたび、貴医療機関のウェブサイトについて、今般、厚生労働省より示している「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」または「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）」（以下、「ガイドライン」という）に抵触する疑いのある内容が発見されたことから、ガイドラインを周知するために本状を送付することといたしました。

本状の内容について、至急、ガイドライン及び貴医療機関のウェブサイトをご確認の上、ガイドラインに則した内容となるよう、適切な対応をお願い申し上げます。

本状に関し、ご不明の点がありましたら、下記に記載の問い合わせ先にご連絡をいただきますようお願いいたします。

医療機関の名称、所在地、(サイト URL)	名称：〇〇〇〇クリニック 所在地： (サイト URL http://www.*****)
当該事案の発見時期	〇〇年 〇〇月 〇〇日
ガイドライン抵触の疑いのある内容	例：医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）に照らして、以下の点において抵触が疑われました。 内容：
記録資料	
その他	

【問い合わせ先】

(医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業受託者)

一般財団法人日本消費者協会 消費者相談室 事業担当

東京都千代田区神田神保町 1 丁目 18 番 1 号

TEL：03-5282-5311

FAX：03-5282-5315

E-mail：jca@jca-home.jp

周知年月日： 年 月 日

周知の方法：郵送・FAX

管理番号：医一〇〇〇

29 消発 第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

(都道府県知事、保健所設置市長、特別区長)

一般財団法人日本消費者協会

理事長 松岡 満里野

医療広告ガイドライン・医療機関ホームページガイドラインに抵触する疑いのある医療機関について（情報提供）

ますますご盛栄のことと存じます。

当協会は、厚生労働省「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」の委託を受け、医療機関のウェブサイトの適正化に向けて監視を行っております。

今般、以下の事案において、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」または「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）」に抵触する疑いのある内容が発見されたため、医療機関に対しガイドラインの周知を行いました。その後も改善が見られないことから、以下のとおり情報提供いたします。

医療機関の名称、所在地、(サイト URL)	名称：〇〇〇〇クリニック 所在地： (サイトURL http://www.*****)
事案の発見時期	〇〇年 〇〇月 〇〇日
ガイドライン抵触の疑いのある内容	例：医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）に照らして、以下の点において抵触が疑われました。 内容：
ガイドラインの周知状況	周知年月日： 年 月 日 周知の方法：郵送・FAX
添付資料	
その他	

(医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業受託者)

一般財団法人日本消費者協会 消費者相談室 事業担当

東京都千代田区神田神保町 1 丁目 18 番 1 号

TEL : 03-5282-5311

FAX : 03-5282-5315

E-mail : jca@jca-home.jp

管理番号 : 行一〇〇〇

平成 29 年 8 月 24 日（木）

【照会先】

医政局総務課 企画官 長房（内 2509）

主査 鈴木（内 4098）

（電話・直通） 03(3595)2189

報道関係者各位

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業の開始

医療機関のウェブサイトにおいて不適切な表示が認められる等の指摘を踏まえ、8月24日より、「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」を開始し、医療機関のウェブサイトの監視体制を強化します。

本事業においては、広く一般の方からも通報を受け付けます。

通報先等の詳細についてはこちら

<http://iryoukoukoku-patroll.com>

厚生労働省委託事業

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業

医療機関ネットパトロール

医療機関のウェブサイトにもうそや大げさな表示があったら、情報をお寄せください

- ・医療機関のウェブサイトにもうそや大げさな表示がないかどうかを監視するのが『医療機関ネットパトロール』です。
- ・『医療広告ガイドライン』『医療機関ホームページガイドライン』違反の疑いがあるウェブサイトの情報をお寄せください。
- ・ウェブサイトにも不適切な表示や表現を見つけたら、このサイトから通報してください。

医療機関ネットパトロール相談室

通報フォーム

通報（情報提供）は電話でも受け付けています。



03-3293-9225

なお、受付けた情報に関する照会や相談についてはお答えしかねますので、ご了承ください。

医療広告
ガイドラインとは



医療機関ホームページ
ガイドラインとは



見つけてください。あなたの目で！

うそや大げさな表示は、『医療広告ガイドライン』『医療機関ホームページガイドライン』違反です。



医療機関ネットパトロール相談室 通報フォーム

下記のフォームに記入してください。URLが複数ある場合は、「サイト中の気になる表示とその理由」欄に入力してください。「医療機関名」が不明の場合は空欄で送付してください。

医療機関名

トップページURL http //

特に気になるページURL http //

発見日

サイト中の気になる表示とその理由

送信

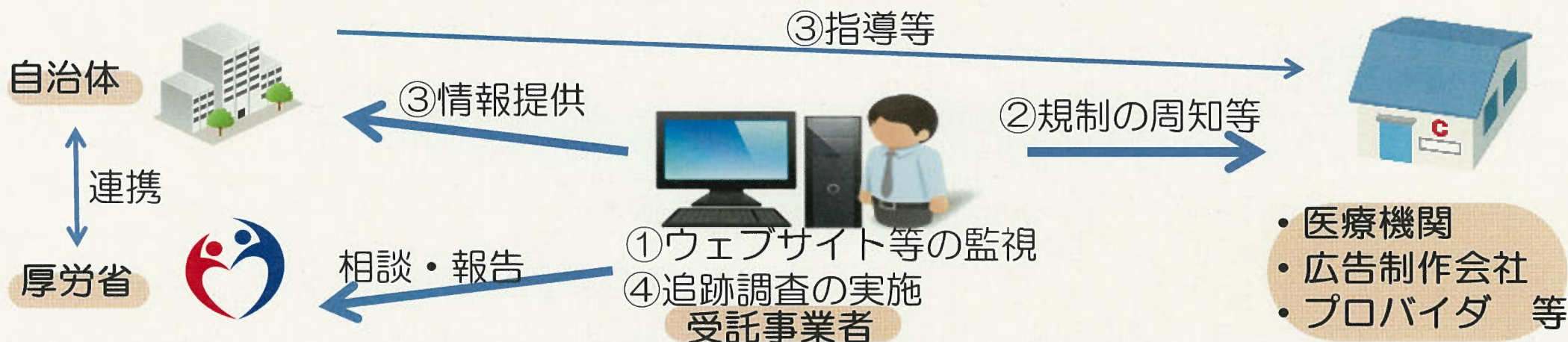
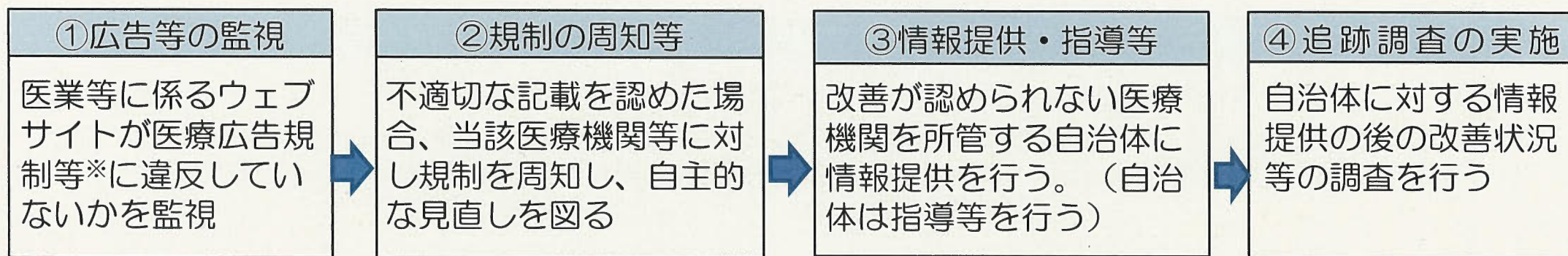
JCA
一般財団法人 日本消費者協会

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Copyright © 2017 医療広告ネットバトロール All rights Reserved.

医療等に係るウェブサイトの監視体制強化（イメージ）

平成29年度予算 41,540千円



期待される
効果

ウェブサイトの監視体制の強化により、美容医療サービスを提供する医療機関等のウェブサイトの適正化につなげ、消費者トラブルの減少を目指す。

※医療法、医療法施行令、医療法施行規則、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項、医療広告ガイドライン及び医療機関ホームページガイドライン